平成２５年（フ）第１１号
新潟市中央区上近江３丁目38番14号
債務者　粕谷　邦子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４４号
愛知県春日井市八田町２丁目14番地７　セトル春日井602号
債務者　オールレッド悦子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５３号
三重県津市白山町上ノ村1320―１、住民票上の住所三重県松阪市中林町458番地10
債務者　**糠**名　雅代
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１号
三重県松阪市駅部田町1713番地10　坂口ふさえ方
債務者　田中アツ子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第１０６７号
京都市中京区東堀川通御池下る三坊堀川町59番地１　フェニックス堀川Ⅱ―402号
債務者　田渕　静香
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４６号
京都市上京区堀川通上立売下る北舟橋町866番地　今出川堀川団地304号
債務者　藤本　真弘
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
京都市山科区小山姫子町14番地３　エクセレント林207号室
債務者　寺奥　智恵
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６８号
京都市伏見区横大路六反畑61番地　ミローズコート102
債務者　末藤　一昭
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
京都市右京区西院四条畑町４番地
債務者　森下　大輔
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
京都市北区衣笠荒見町18番地の５
債務者　森下　礼三
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２０号
兵庫県加古川市尾上町口里679番地の７
債務者　高田　優子（旧姓外間）
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３７号
兵庫県姫路市広畑区清水町２丁目３番地５
債務者　新井田英光
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４０９号
広島市中区舟入南５丁目５番18―206号、申立時の住所広島市中区千田町１丁目３番２号
債務者　豊島　笙子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９３０号
広島市西区大宮１丁目１番19―303号　吉本ビル
債務者　弦本　孝代
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２４９号
広島市東区尾長東３丁目15番７号
債務者　木村　武人
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５号
広島市佐伯区海老園２丁目19番10―４号
債務者　木本　康弘
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９１号
広島市中区東白島町９番14―201号　Ｓビル白島通り
債務者　永尾　一子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部